

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：地域振興部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
自治体DX(システム標準化・共通化)支援体制整備事業業務の委託	令和7年4月1日	AKKODiSコンサルティング株式会社 東京都港区芝浦3丁目4番1号 グランパークタワー3F	31,229,000円	第167条の2第1項 第2号	令和6年度「自治体DX(システム標準化・共通化)支援体制整備事業業務委託契約」については、令和5年度に企画提案公募により選定し契約した同社と随意契約した。 またデジタル庁及び総務省は、本事業の目的である「自治体情報システムの標準化・共通化」について、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に記載の作業項目を基礎とした、移行推進マイルストーン(移行目標目安)を設定し、各地方公共団体においては、移行作業の安全かつ円滑な実施や、移行時期のできる限りの前倒しに繋がるよう、遅くとも各目標期限までにそれぞれのステップに係る作業の完了を目指し、標準準拠システムへの移行に取り組むこととしている。 そのため、本事業による支援体制も移行推進マイルストーンを考慮し、令和5年度、令和6年度の支援内容を今後も切れ目なく継続して実施することが必要であることから、すでに全19市町村を複数回訪問し、各市町村の担当職員や市町村が契約するシステムベンダーとの打ち合わせ等を通じて、全19市町村のシステム構成、職員体制及び課題の把握が出来ている同社と契約することが、令和7年度末までの移行期限がある標準準拠システムへの移行への迅速な対応に必要不可欠であり、他の事業者では、全19市町村や市町村が契約するシステムベンダーとの迅速な課題共有が困難であることから同社と随意契約するもの。			地域政策課	

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
デジタル人材活躍 推進事業の委託	令和7年4月10日	一般社団法人島根 県eスポーツ連合 島根県出雲市浜町 540番地3	3,882,870円	第167条の2第1項 第2号	本事業は、令和6年度からの3か年の実証事 業として推進してきており、令和7年度は、2年 目に位置付けられる。 令和7年度の事業は、令和6年度に整備した デジタル拠点(物理的な拠点：県内3か所)を ベースに、また令和6年度に実証した拠点を 活用したICTリテラシー向上のための各種コン テンツ(学校向け、地域住民向けに整備した 各種カリキュラム等)をベースに、地域住民同 士が地域で学ぶ仕組みの構築を実現していく フェーズとなる。 このため、昨年度構築した物理的な拠点と、 これを活用した各種コンテンツのナレッジを有 する事業者である一般社団法人 島根県eス ポーツ連合が継続して本事業を推進する必 要があるため随意発注とするもの。			地域政策課	
令和7年度わくわく 島根生活実現支援 事業webを活用し た情報発信業務	令和7年4月1日	株式会社JR西日 本コミュニケーショ ンズ 鳥取県米子市道笑 町2丁目252番地 大鉄米子ビル7F	11,583,000円	第167条の2第1項第 2号	JR西日本コミュニケーションズは令和元年度 の同業務を委託し、web広告の流入先となる ランディングページを開発した業者であり、他 の事業者ではランディングページの運用が困 難である。 また、本業務における情報発信を効果的に行 うためには、閲覧者の動向を情報として蓄積・ 分析し、閲覧者(≒移住希望者)の興味・関心 に柔軟にリーチさせていくノウハウが必要とな るため、令和元年度～5年度のアクセス情報 をストックできている同社以外は、本業務を効 果的に行うことができない。			しまね暮らし推進課	
令和7年度しまね セカンドキャンパス 事業	令和7年4月10日	島根県松江市東本 町2丁目25-6 みら いBASE 2階 一般財団法人地 域・教育魅力化プ ラットフォーム 代表理事 岩本 悠	9,127,000	第167条の2第1項第 2号	令和7年3月27日に開催した企画提案公募審 査委員会において、当該者の提案が優れた 提案として評価され、採択の決定がなされた ことによる。			しまね暮らし推進課	

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和7年度萩・石見空港を利用した関係人口事業	令和7年4月9日	島根県江津市江津町112番地 一般社団法人イワミノチカラ 代表理事 伊藤 康	3,260,000	第167条の2第1項第2号	本事業の受託者には、その業務の内容から、首都圏居住者と現地主催者との間にたち旅程等を提案・調整するノウハウが求められる。 （一社）イワミノチカラは、独自に地域体験プログラムを集めた「いわみん」の開催や県実施事業である「しまね田舎ツーリズムモニターツアー事業」を受託しており、首都圏移住からの希望をもとに旅程を提案・調整してきた実績を有している。また、本事業の主な県内受入地域である萩・石見空港県域（石見地域）の交通情報、体験先となる「しまね田舎ツーリズム」実践者情報、その他地域活動情報についても精通していることから、本事業を効率的かつ効果的に実施できる者は、同社以外にはない。			しまね暮らし推進課	
スモール・ビジネス育成支援プログラム実施業務	令和7年4月1日	株式会社アクトミライ 東京都葛飾区青戸3-27-13	16,973,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、中山間地域の資源を活用した売れる商品・サービスづくり等の取組みを支援することで、中山間地域における起業や創業、雇用創出を促進することを目的とするものである。支援対象事業者が支援を経て事業成果を得るためには、同一の受託者による継続的な支援が必要であり、令和7年度の委託業務の内容について合意できた場合に限り、令和7年度も令和6年度の受託者と引き続き契約できることとしている。 なお、令和6年3月27日に開催した企画提案公募審査委員会において、令和6年度は当該者の提案が優れた提案として評価され、採択の決定がなされている。			中山間地域・離島振興課	

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
スモール・ビジネス 育成支援事業 道 の駅等販売力強化 支援	令和7年4月7日	しんきん地域創生 ネットワーク株式会 社 東京都中央区日本 橋本町4丁目12番 20号	9,509,390	第167条の2第1項 第3号	本業務は、道の駅や直売所等の販売力強化 に向けた取組等を支援する業務であり、広く 競争性のある手続きを実施し、民間事業者の ノウハウを活用した効果的且つ効率的な支援 手法等の提案を募集したいため、企画提案 公募方式により委託事業者を公募したとこ ろ、令和7年3月27日に開催した審査委員会 において、当該者の提案が優れた提案と評 価され、採択の決定がなされたことによる			中山間地域・離島振興課	
令和7年度市町村 分普通交付税等算 定事務の電算処理 委託	令和7年4月1日	地方公共団体情報 システム機構 東京都千代田区一 番町25番地	1,848,550円	第167条の2第1項 第2号	島根県会計規則運用通知第66条(2)ウに該 当するため。			市町村課	
令和7年度明るい 選挙推進啓発事業 業務委託	令和7年4月7日	島根県明るい選挙推進 協議会 会長 澤 アツ子 島根県松江市殿町1番 地	3,160,219円	第167条の2 第1項第2号	本県唯一の明るい選挙推進団体であること、 また、従来から当事業を継続して受託し、そ の実績も良好であるため。			市町村課	
令和7年度住民基 本台帳ネットワーク システムの運用に かかるSE業務用レ ンタルルーム等賃 貸借	令和7年4月1日	株式会社マツケイ 代表取締役社長 名原 厚 松江市乃木福富町 735番地211	1,320,000円	第167条の2第1項第 2号	住基ネット機器は県の行政ネットワークが敷 設されているデータセンターにおいて運用管 理されなければならないが、当該要件を満た すデータセンターは契約事業者のデータセン ターのみであるため。			市町村課	
令和6年度住民基 本台帳ネットワーク システム運用管理 業務	令和7年4月1日	株式会社ペンタス ネット 代表取締役 福光 靖 松江市北陵町43番 地	7,819,130円	第167条の2第1項第 2号	島根県住民基本台帳ネットワークシステムの 安定的運用を確保するための条件を満たす 唯一の業者であること、また、住基ネット導入 当初から当事業を継続して受託し、その実績 も良好であるため			市町村課	
令和7年度住民基 本台帳ネットワーク システムにおける ファイアーウォールの 監視及び保守等 業務委託	令和7年4月1日	地方公共団体情報 システム機構 理事長 椎橋 章 夫 東京都千代田区一 番町25	5,469,010円	第167条の2第1項第 2号	地方公共団体情報システム機構は住基法第 30条の10に基づく指定情報処理機関であり、 ファイアーウォールの監視・保守業務を実施 できるのは機構だけであるため			市町村課	

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和7年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等委託	令和7年4月1日	地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫 東京都千代田区一番町25	9,132,420円	第167条の2第1項第2号	地方公共団体情報システム機構は住基法第30条の10に基づく指定情報処理機関であり、集約センターの監視・保守業務を実施できるのは機構だけであるため			市町村課	
出雲空港周辺（北側）の県有地（農地）に係る保全管理業務	令和7年4月22日	農事組合法人おきす 島根県出雲市斐川町沖洲1765番地	2,338,600円	第167条の2第1項第2号	出雲空港周辺において県が取得した空港隣接地（農地等）について農地として保全管理を行う上で、農事組合法人おきすは、出雲空港周辺の住民が役員・従業者として参画し、出雲空港の北側の近隣農地において農業生産活動を行っており、出雲空港周辺で作業を行うにあたっての関連規制や慣行、農地管理を行う上での経験や知識を十分に有していることから、地元との調整も比較的容易である。業務の遂行にあたっての出雲空港周辺の住民の理解も得やすく、これらの知見や技術・資材等を元に、一体的に県有地（農地）の保全管理を行っていただくことが実務的にも合理的かつ効率的であるため。			交通対策課	
出雲空港周辺（南側）の県有地（農地）に係る保全管理業務	令和7年4月22日	農事組合法人ファーム新田下 島根県出雲市斐川町荘原3265番地2	10,648,000円	第167条の2第1項第2号	出雲空港周辺において県が取得した空港隣接地（農地等）について農地として保全管理を行う上で、農事組合法人ファーム新田下は、出雲空港周辺の住民が役員・従業者として参画し、出雲空港の南側の近隣農地において農業生産活動を行っており、出雲空港周辺で作業を行うにあたっての関連規制や慣行、農地管理を行う上での経験や知識を十分に有していることから、地元との調整も比較的容易である。業務の遂行にあたっての出雲空港周辺の住民の理解も得やすく、これらの知見や技術・資材等を元に、一体的に県有地（農地）の保全管理を行っていただくことが実務的にも合理的かつ効率的であるため。			交通対策課	